



中心市街地の対象エリア図

# 創設しました！ 空き店舗等 活用補助金

町では、中心市街地の商業店舗等の減少により日常の買い物等に不便が生じているため、中心市街地の空き店舗等を改装して新たに开店する事業者の方を対象に、改装費用等の一部を補助する制度を創設しました。

## 申請できるのは？

中心市街地にある空き店舗等を所有者から賃貸借して、小売業等の営業活動を計画している個人・法人・団体です。なお、申請者には町税等の未納がないこと、暴力団員ではないこと、風営法等の営業ではないことなどの条件があります。

## 対象となる業種は？

食糧品・衣料品・雑貨等を販売する小売業、弁当・軽食・和洋食等の飲食業、その他のクリーニング・写真等のサービス業です。

## 対象となる区域・店舗等は？

中心市街地の対象エリア図の太線に囲まれた区域です。対象となる店舗等は、所有者に賃貸借の意思があり6か月以上使用されていない店舗、または事務所建物です。また、これらの建物が住居と併用の場合は、店舗部分のみが対象となります。

## 補助金額は？

補助金は次の3種類に分かれており、それぞれ補助金額が異なります。  
○店舗改装料(内外装、電気・給排水・空調等の工事費用で備品や消耗品を除く)  
→改装工事費用の2分の1以内(上限100万円、1回限り)  
○店舗賃貸借料(敷金・礼金・共益費、駐車場料等を除く)

- 月額家賃の2分の1以内(上限5万円、2年間)
- 宣伝広告費(开店前後のチラシ、ホームページなど)
- 交付決定から开店1か月以内の費用の2分の1以内(上限5万円、1回限り)

## 申請に必要な書類は？

空き店舗等の改装工事に着手する前に、次の書類を添えて商工観光企業誘致課へ申請してください。

- ①事業計画書
- ②町税等納税証明書
- ③空き店舗等賃貸借契約書の写し
- ④空き店舗等所有者の改装同意を確認できる書類
- ⑤改装工事請負契約書の写し
- ⑥改装工事設計図書の写し
- ⑦見積書の写し(宣伝広告費の申請をする場合)
- ⑧空き店舗等建物図面(求積図、平面図)
- ⑨空き店舗等の案内図
- ⑩住民票(申請者が個人の場合)
- ⑪定款、またはこれに準ずるもの(申請者が法人、またはその他の団体の場合)
- ⑫寄居町商工会に入会、または入会見込みが確認できる書類
- ⑬その他、町長が必要と認める書類

問い合わせ／商工観光企業誘致課(☎581・2121内線201)へ。

# 家庭・地域で取り組みましょう！ 青少年健全育成

国では、進学・新入学の時期を迎え、青少年健全育成に関する全国的な活動を展開しています。この機会に改めて、子どもを取り巻く環境について保護者同士や家庭で話し合ってみましょう。

## ◆春のあんしんネット・新学期一斉行動

新学期は、子どもが新たにスマートフォン(スマホ)などの携帯電話端末を持つ機会が増える時期です。通信技術の急速な発達には、私たちに便利な生活をもたらした一方で、子どもたちの生活習慣の乱れやインターネット上のいじめ、犯罪被害に巻き込まれるなどの負の側面も持っています。子どもがそうした被害に遭わないよう、この時期に家庭でのルールを確認してみましょう。

### チェックリストによるルール確認

- ケータイ・スマホを使う時間が決まっている
- ：長時間の使用は、生活習慣の乱れや集中力の低下、ネット依存を引き起こします。
- ケータイ・スマホ利用金額の約束がある
- ：課金などについて上限を決めましょう。
- 自分や友達の個人情報を書き込まない
- 他人の悪口を書き込まない
- 怪しいサイトは興味があっても我慢して見ない
- 困ったことが起きたら、すぐに家族や先生に相談する

子どもが安全・安心にインターネットを利用できるように、有害なサイトの閲覧を制限するフィルタリング機能の活用や家庭でのルール作りなど、環境を整えて見守っていきましょう。

## ◆危険ドラッグなどの薬物乱用防止活動

近年、薬物乱用が子どもにも広がっています。覚せい剤やシンナー、大麻等の薬物だけでなく、危険



ドラッグの使用も増加しています。インターネットの普及により、保護者の気付かないところで、危険ドラッグに関する情報や実物を容易に手に入れられるようになりました。「一度くらいなら大丈夫」、「個人の自由だ」という誤った認識や罪悪感の希薄化が事態を悪化させています。

### 薬物に手を出させないための8カ条

- 1 子どもの思春期特有の心と体の変化について理解しましょう
  - 2 毎日、家族の会話を大切にしましょう
  - 3 子どもの話には常に耳を傾けましょう
  - 4 友情を培い、仲間からの悪い誘いを拒否できる勇気を育てましょう
  - 5 子どもが家族や学校の先生にいつでも相談できるようにしておきましょう
  - 6 子ども自身で、健全な決断ができるように育てましょう
  - 7 家族そろってのコミュニケーションの場を大切にしましょう
  - 8 子どもの様子がおかしいと気になったらすぐに、相談窓口にご相談しましょう
- ※相談窓口：埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター(☎048・822・4970)
- 危険ドラッグなどの薬物は、子どもの身体・精神に重大な危害を及ぼします。家庭や地域で薬物乱用の根絶に取り組みしましょう。
- 問い合わせ／寄居町青少年健全育成町民会議(生涯学習課内、☎581・2121内線532)へ。

# 小規模事業者 持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が寄居町商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン変更等)に要する事業費の一部を補助するものです。

対象／製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む小規模事業者(会社および個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者。卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む小規模事業者については、常時使用する従業員の数が5人以下の事業者

補助金額／販路開拓に要する事業費の3分の2とし、50万円を上限額とします。ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は、100万円まで上限額が引き上がります。

- ①雇用を増加させる取り組み
- ②従業員の処遇改善の取り組み
- ③買利物弱者対策の取り組み

申し込み／5月19日(火)までに申請書を作成し、直接寄居町商工会へお申し込みください。  
その他／公募要領は、埼玉県商工会連合会のホームページ(<http://www.syokokukai.or.jp>)からダウンロードできます。また、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も補助の対象となる場合があります。その場合、連携する小規模事業者数によって500万円まで上限額が引きあがります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／寄居町商工会(☎581・2161)へ。

# 高校生を対象とする 寄居町修学資金制度

町には、町内在住で修学の意欲を有しながらも、経済的な理由により高等学校での修学が困難な方を対象に、修学資金を支給し有用な人材を育成する補助金制度があります。

対象／次の要件をすべて満たす方

- ・平成9年4月2日以降に生まれた方
- ・平成25年4月1日以降に高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部に在学中であり、在学期間が3年以内の方
- ・6月25日(木)までに、寄居町に引き続き6か月以上住んでいる方
- ・性行が善良であって、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の方

### 対象となる世帯の例

- ・生活保護受給世帯
- ・「生活保護法」による保護が停止、または廃止となった世帯
- ・町民税が非課税の世帯
- ・「児童扶養手当法」による児童扶養手当を受給している世帯

※その他にも援助を受けられる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

補助金額／月額5,000円

持参するもの

- ・修学資金給付申請書
- ・在学等証明書(町で定める様式)
- ・平成27年度(平成26年分)市町村民税課税証明書(世帯員で所得税・住民税の申告義務のある方全員のもの)、または経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し
- ・申し込み／6月25日(木)までに教育総務課へお申し込みください。

その他／修学生は、7月・11月・平成28年2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定める様式)を教育総務課へ提出していただきます。

問い合わせ／教育総務課(☎581・2121内線522)へ。